

(2) 平成 29 年度射水市障がい者虐待防止センター事業計画

① 通報及び相談への対応

○市役所開庁時 (8:30~17:15)

来所、電話、Fax、メール等による相談受付

○夜間及び休日

- ・電話、Fax、による相談受付
- ・宿直、日直から職員が連絡を受け対応する。

○通報及び相談への対応方法

- ・必要に応じコアメンバー会議を開催 (課長以下センター職員)
- ・相談は主に保健師、社会福祉士が対応し、支援方針等を課内で協議する。
- ・必要に応じ、個別ネットワーク会議を開催し、弁護士、医師、臨床心理士等の助言を受ける。

○緊急一時入所先

《緊急分離が必要で、支援区分認定を受けていない障がい者》

- ・身体障がい者⇒志貴野ホーム
- ・知的障がい者⇒いみず苑「ひびき愛」
- ・精神障がい者⇒通院先病院等

② 研修会等計画

	研修会名	日時	対象	研修内容
1	成年後見人養成講座 【基礎研修】	【全6回】 H29. 11. 21 H29. 11. 22 H29. 11. 29 H29. 11. 30 H29. 12. 6 H29. 12. 7	・市内在住の方 ・25歳~74歳 ・前回受講できる方	成年後見制度全般について正しい知識と諸制度の知識を習得し成年後見人として活動できる方の養成を目指す
2	民生委員児童委員、 障がい者合同研修会	H29. 2	民生委員児童委員、 障がい者相談員	障がい特性の理解と障がい者の権利擁護について
3	射水市障がい者総合 支援協議会相談支援 部会	H29. 2	射水市内の相談支援 部会員 (相談事業所 職員) 等	未定

③ 成年後見事業計画

○成年後見制度利用相談会

■日 時 ・毎月第4水曜日 午後2時～午後4時まで
・予約必要（一人1時間）

■場 所 ・射水市役所 本庁舎

■相 談 員 ・成年後見を行ってる司法書士・行政書士・社会福祉士
・地域包括支援センター(社会福祉士)
・市職員(社会福祉士他)

○市長申立て ・申立1件分の予算(診断書作成料、印紙代等)

○報酬付与 ・後見人報酬の予算(1人、12ヶ月分)

④ 周知啓発計画

○障害者週刊で周知する ・日 時：12月1日～15日まで
・場 所：射水市役所1階エントランスホールで開催

○ホームページの掲載継続

○相談支援員への周知

○障がい者相談員（身体群団員21名、知的相談員6名）への周知

○理解促進・啓発事業 ・市内地域活動支援センター(いみず苑、ふらっと、つどい、むげん)に事業委託
・障害特性をわかりやすく解説するとともに、市民が障がい者と交流する機会を設定し障がい者等に対する配慮等の理解を深める

○孤立防止活動支援事業 ・市内地域活動支援センター(つどい、むげん)に事業委託
・地域に潜在している孤立障がい者及び障害者の養護者を早期に発見し、継続的な訪問支援を行う
・地域で必要に応じ連携・調整を図り、見守り体制をつくる

○ピアサポート支援事業 ・市内地域活動支援センター(つどい、むげん)に事業委託
・障がい者やその家族等がお互いの悩みを共有し、情報交換ができるように交流活動を支援する
・障がい者自身がピアサポーターとして信頼関係を結ぶ働きかけを行う。
・ピアサポーターが継続して社会活動ができるように場所の設定等、環境を整備し、支援を行う

⑤障がい者虐待への対応

